

令和 4 年 5 月 20 日現在

機関番号：10101

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2021

課題番号：19K23098

研究課題名（和文）近世ドイツ国制における連邦共和主義の研究

研究課題名（英文）A study of republicanism in the early modern Holy Roman Empire

研究代表者

鈴木 山海（Suzuki, Yamami）

北海道大学・文学研究院・専門研究員

研究者番号：20845036

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、近世の神聖ローマ帝国において、連邦制的構造が形成、維持された背景の解明に取り組むため、17世紀における共和主義思想の展開に着目した。具体的には、17世紀ドイツを代表する思想家であったH・コンリングの理論の分析を行い、三十年戦争によって荒廃した国制の再建が進められる中で、共和主義思想がどのように利用されたのかの解明に取り組んだ。その結果、「ゲルマン人社会」では、古来より王と貴族による共和政が敷かれていたことを主たる論拠として、帝国における皇帝による専制を抑制し、代わりに諸侯を主体とする共和政の実現が訴えられていたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

帝国国制の改革をめぐる議論を、同時代の汎ヨーロッパ的な人文主義運動との関連で捉え直すことができた。これまでの研究では、帝国国制の内部構造と、その連邦的性質に関する研究は盛んに行われているが、その対象はドイツに限られている。反面、共和主義の同時代的広がりや、その各国国制への影響には十分に関心が払われてこなかった。本研究はこれらの間隙を埋め、伝統的な帝国国制史と社会思想史の接合に向けた議論を提供した。

研究成果の概要（英文）：This research aims at elucidation of the extension of republicanism in the early modern Holy Roman Empire. By relying on H. Conring's political writings, it reveals how republican theory was utilized for reconstruction of the constitution after the Thirty Years War. Conring and princes appealed that the Empire should develop republican institutions instead of absolute monarchy, because the 'German societies' formed an aristocratic republicanism from ancient times.

研究分野：近世ドイツ史

キーワード：近世ドイツ史 神聖ローマ帝国 共和主義 ヘルマン・コンリング 帝国国制史

1. 研究開始当初の背景

近世期の神聖ローマ帝国に特徴的な連邦制的構造、およびその形成過程をどう捉えるかという問題は、古くから論争の対象とされてきた。神聖ローマ帝国では中央集権国家の形成が遅れ、17世紀に至っても、大小の領邦から構成される連邦制的な構造が維持されていた。ドイツ帝国やナチスのイデオログたちは、近世ドイツの連邦制的構造こそ、国民統合の障害であったと非難した。

第二次世界大戦以降、近世ドイツの連邦制的構造は、一転して積極的な評価を受けるようになった。それは確かに、近代的な国民国家の形成を阻害したものの、同時代の文脈に即していえば、三十年戦争(1618~48年)後の内外の諸問題に適切に対処し、域内平和を維持する枠組みとして、有効に機能していたと理解されるようになった。

そこで本研究は、こうした連邦制的構造の形成過程における、共和主義思想の影響に着目した。三十年戦争の終結以後、皇帝はしばしば帝国レベルでの中央集権化を志向したが、諸身分の抵抗にあり、連邦制的構造が温存されることとなった。しかしながら、皇帝による専制は、古代ローマ帝国からの伝統に基づくものであり、普遍的な正統性を一応具備している。これに対して、諸身分の権利要求は、いかなる正統性原理に基づいていたのか。そこで着目したのが、同時代の西ヨーロッパにおいて、共和主義の理念が復興していたという事実である。

共和主義はアリストテレス政治学に淵源を持つが、当時はオランダ人文主義の流行により、再興の様相を呈していた。当時の神聖ローマ帝国には、オランダへの留学を通じて、人文主義思想を接受した者が数多く存在したが、彼らの思想が帝国国制に与えた影響は、あまり注目されてこなかった。しかしながら共和主義理念は、古典古代の思想、制度に起源をもつため、皇帝専制に対峙しうる正統性を有する。共和主義理念は、諸身分の権利主張の正統性原理として利用され、帝国の連邦制的構造の維持に一定程度の寄与を果たしたことが類推されることから、本研究の着想に至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、近世ドイツ国制の中に見られる「連邦共和主義」とその形成過程を明らかにすることである。連邦共和主義とは、帝国諸侯を「市民」、すなわち国家共同体の成員と見なし、帝国を彼らが統治する諸領邦の連合体と見なす思想である。

かかる思想は、17世紀オランダにおいて勃興した、人文主義運動の影響を受けて生み出された。アリストテレス政治学における、共和政原理の現代的実践を目指すこの運動は、ドイツ諸侯に広く受容されていった。本研究では、オランダ留学で人文主義を吸収したのち、帝国を代表する法制史家、国法学者として活躍したコンリングの思想と行動を追跡することで、ドイツにおける連邦共和主義の成立の過程と、それが実際の政治に与えた影響を解明する。

3. 研究の方法

本研究では、神聖ローマ帝国の学識者ヘルマン・コンリング(1606~81年)の思想の分析を通じて、近世帝国の連邦制的特質に対する、共和主義の影響を検証した。コンリングは、ライデン大学(オランダ)への留学を通じて共和主義思想を学び、帰国後はヘルムシュテット大学で教鞭を執るかたわら、帝国内外のプロテスタント諸侯の顧問官を歴任した人物である。彼の専門は医学、薬学から、政治学、法学ときわめて多岐に渡るが、とりわけ1640年代には、諸侯らの求めに応じて、帝国の法や国制についての議論を精力的に展開した。

本研究では、書簡等の分析からコンリングの交友関係を明らかにし、17世紀における人文主義思想の帝国への受容の過程の一端を追跡した。また、1640年代におけるコンリングの著作のうち、帝国を代表するプロテスタント諸侯であった、ブランデンブルク選帝侯の宰相に献呈された『ドイツ国の裁判権について(Dissertatio de Judiciis Reipublicae Germanicae)』(1647年刊)についての分析を行うとともに、それに先行して著された『ドイツ人のローマ帝国について(De Germanorum imperio romano liber unus)』(1643年刊)を適宜参照しつつ、コンリングが展開した国制論の特徴を明らかにした。これらの書物は、三十年戦争の和平交渉と、帝国国制の再建についての議論が進められる中に著されていることから、コンリングが展開する共和主義的な国制論が、諸身分側の現実的な利害をどのように反映し、かつそれらをどのように補強しているのかに注視して分析を行った。

4. 研究成果

本研究では、コンリングの生涯と業績を追跡することで、帝国における連邦共和主義の受容の過程を、具体的に検証することができた。16・17世紀のヨーロッパにおいて、共和主義思想が復興、隆盛したことは、Q. スキナーやJ. G. A. ポーコックらを代表とする「ケンブリッジ学派」を中心として、つとに指摘されてきた。[J. G. A. Pocock, The Machiavellian moment: Florentine political thought and the Atlantic republican tradition, Princeton

University Press 1975. (田中秀夫ほか訳『マキアヴェリアン・モーメント：フィレンツェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』名古屋大学出版会、2008年)]またそれ以前より、ドイツ語圏の学界では、17世紀の思想界におけるオランダ(ネーデルラント連邦共和国)の重要性が示唆されており、同国で展開された法学、政治学の理論が、隣国である神聖ローマ帝国にも大きな影響を及ぼしていた可能性が示されていた。[G. Oestreich, Die Niederlande und Brandenburg-Preußen, ein Jahrhundert geistiger Beziehungen in der europäischen Gelehrtenrepublik, Berlin 1968.]しかし、こうした社会思想史的なアプローチが、帝国国制史の文脈で十分に取り入れられてきたとは言えない。本研究では両分野の観点を接合することで、学識者による理論が、実際の帝国政治とどのように関連していたのかを明らかにした。

本研究では、国内学会での発表を2回行い、研究成果の一部を報告した。まず1つめの報告において、16・17世紀のドイツとオランダにおける共和主義の展開を整理し、神聖ローマ帝国のみならず、ヨーロッパ全体の趨勢の中でのコンリングの位置づけを検討した。2つめの報告では、『ドイツ国の裁判権について』の分析結果をとりまとめ、同時期に展開された帝国国制の再建をめぐる議論と実践との関連を明らかにした。

また、2020年の春にはドイツとオランダにおいて、史料、ならびに関連文献の調査を実施した。そこでは、コンリングの著作について、17世紀の初版本と18世紀における再版本の比較を行うとともに、彼が他の学者との間に交わした書簡の収集を行った。

研究の具体的な成果は、以下の通りである。

(1) オランダで隆盛していた人文主義、とりわけ共和主義思想が、コンリングを通じて帝国にもたらされる過程を、書簡等の分析から明らかにした。

コンリングは、1626年から1631年にかけてオランダのライデン大学に留学し、同地で隆盛していた共和主義思想を受け入れた。当時のオランダは共和政を敷いており、古代ギリシア、ローマを模範とすることで、その正統性を確立しようとしていた。ゆえにライデン大学では、アリストテレス、キケロ、タキトゥス等の古典研究を通じて、共和主義が考究されたのである。コンリングは、より長期の滞在を望んだものの、資金面での問題から帰国を余儀なくされ、母校であるヘルムシュテット大学の教授職を得る。しかしコンリングとオランダ思想界との関係は、これによって途絶したわけではないことが、ライデン大学とニーダーザクセン州立文書館に収蔵されていた書簡史料から明らかになった。2021年度にもライデン大学での史料調査を行う予定であったが、残念ながら新型コロナウイルスの流行が沈静化しなかったため、これについては断念した。2020年の2・3月に行った調査で得た書簡史料から、コンリングは帰国後も、恩師であるカスパル・バルレウスや、彼の帰国後にライデン大学に赴任した、クラウディウス・サルマシウスといった、オランダの人文主義者との交流を維持し、自身の著書や論考についての意見交換を行っていたことを確認した。

コンリングが教鞭を執ったヘルムシュテット大学は、ライプツィヒやテュービンゲンに設けられた、他のプロテスタント系大学と同じく、アリストテレス政治学と、それに基づく連邦主義思想を帝国に根づかせるために大きな役割を担った。こうした事実と並んで、17世紀前半、帝国から多くの留学生がライデン大学に渡ったことが指摘されてきたが、彼らが帰国後にどのような活動を行ったのかは、ほとんど追跡されていない。

本研究は、ライデン大学への留学後、ヘルムシュテット大学で教鞭を執ったコンリングの生涯と交友関係を追跡することで、ライデン大学で花開いた共和主義思想が、帝国内のプロテスタント領邦の大学に持ちこまれる過程の一端を明らかにした。これによって、17世紀に展開された帝国の国制や法に関する議論は、神聖ローマ帝国という一國史の枠組みで捉えられるべきではなく、オランダをはじめとする諸外国との交流と影響を加味したうえで、ヨーロッパ全体の趨勢の中で把握されねばならないことを示した。またそこから、同時代の学識者が構築した国際的なネットワークに着目するという、今後の研究課題への展望を得た。

(2) コンリングの著作の分析によって、彼が展開した共和主義思想の特色を整理し、同時代の政治的問題との関連を明らかにした。

コンリングは、『ドイツ国の裁判権について』において、皇帝マクシミリアン1世の治世(1493~1519年)においておこなわれた国制改革を、帝国における「ゲルマン」的な共和主義が喪失した契機と見なし、本来の伝統への回帰が求められると主張する。本研究では、このようなコンリングの主張と、同時期の政治的問題が相互に影響を及ぼしていることを考察した。

『ドイツ国の裁判権について』は、その前文にあるようにブランデンブルク選帝侯の宰相コンラート・フォン・ブルクスドルフに献じられたものである。同選帝侯は帝国においてもっとも強い影響力を有するプロテスタント諸侯のひとりであった。本書が書かれた1647年は、三十年戦争の講和であるウェストファリア条約が締結される前年にあたり、和平交渉とともに帝国の再建についての議論が進められていた。このときブランデンブルク選帝侯は、他のプロテスタント諸侯とともに、帝国国制の再建に伴い、帝国の裁判制度を抜本的に改革するよう、皇帝に対して

圧力をかけていた。すなわち本書は、こうしたブランデンブルク選帝侯の政治活動に対して、学術的な裏付けを与えることを意図して書かれていたのである。

コンリングは、本書の後半において、帝国最高裁判所の1つであり皇帝に直属する帝国宮内法院(Reichshofrat)を名指して批判している。彼は、帝国宮内法院がプロテスタント弾圧の組織として使われていることを指摘したうえで、オーストリア大公の諮問機関に過ぎなかった同法院が、マクシミリアン1世期の国政改革を契機として、帝国最高裁判所として機能するようになったことには、きわめて多くの法的問題があると糾弾した。帝国宮内法院に対する、このような激しい批判には、1640年代に開かれた複数の会議の動向が影響を及ぼしていたと考えられる。すなわち、直近のレーゲンスブルク帝国議会(1640・41年)ならびに特別帝国代表者会議(1643~45年)では、帝国諸侯、とりわけプロテスタント諸侯の側から、帝国の2つの最高裁判所である、帝国最高法院と帝国宮内法院の改革が訴えられていた。しかしながらそれらは不振に終わり、1645年からウェストファリアで開かれていた国際会議でも、同様の状況が続いていたのである。よって『ドイツ国の裁判権について』は、こうした状況の打破を狙う、ブランデンブルク選帝侯の意向のもとで著されたものと考えられる。

帝国最高法院と帝国宮内法院はそれぞれ、1654年の帝国議会の最終決議と帝国宮内法院令の改定によって組織的な改革が行われ、宗派同数制の導入や査察の強化など、プロテスタント諸侯の要求が部分的に実現された。これら一連の動きから、『ドイツ国の裁判権について』は、帝国国制の現状に対するコンリングの個人的な問題意識に基づくというよりも、プロテスタント諸侯の政治的動向と密接に関係していたことを、本研究は指摘した。

コンリングは、ゲルマン人の政治的共同体(レス・プブリカ)は、貴族を主体とする共和政体であったという「歴史的事実」を提唱することで、帝国諸侯のもとでの共和政の復興を正当づける。すなわち、皇帝専制が強まりつつある神聖ローマ帝国の現状は、古代より維持されてきた伝統から逸脱しており、その是正を図るために、帝国の裁判制度、とりわけ帝国宮内法院の改革が行われるべきであると述べるのである。こうしたコンリングの見解は、当時の帝国諸侯の思惑を反映したものであり、また彼らの政治的主張を根拠づける役割を果たしていた。コンリングが目指すのは諸侯による共和政であり、彼らが領邦君主であった関係上、帝国における連邦制的構造を維持するための正統性原理の1つになったと推測される。今後はコンリングのみならず、17世紀中葉に著された他の学識者の論考の分析を通じて、学識者によって彫琢された思想や理論が、三十年戦争以後の帝国国制に及ぼした影響を、より実証的に検証することが期待され、本研究はその先鞭をつけるものとして位置づけられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 鈴木山海
2. 発表標題 17世紀ドイツにおける帝国宮内法院をめぐる学識者の議論 : ヘルマン・コンリング (1606-81年) を中心に
3. 学会等名 ドイツ史研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 鈴木山海
2. 発表標題 17世紀ドイツにおける帝国裁判権と学識者 : ヘルマン・コンリング (1606-81年) の事績を中心に
3. 学会等名 北大史学会大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------